

越生町告示第24号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、コンビニエンスストア等に設置されている端末機から交付する各種証明書に係る収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

埼玉県入間郡越生町長 新井 康之



記

1 受託者の名称及び所在地

名称：地方公共団体情報システム機構
所在地：東京都千代田区一番町25番地

2 委託期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

3 委託内容

住民票の写し、印鑑登録証明書、所得/課税・非課税証明書の交付手数料の収納事務